独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。 -)がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日(小規 模と位置付けられている案件については、原則本日)から配布しますので、応募 のためのプロボーザル作成に当たっては、 同業務指示書に基づき、 ページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel:03-5226-6612) あてにお願いします。 注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2013年12月4日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 小寺 清

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

関係の詳細にプいては、当機柄ホームペーン・競争参加資格番貨」 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、 更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。 また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程 (調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格・財間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。

- ポーザルを受付けます
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】 [2

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

生田っ」で四40010に1010に1010には、同笛写を振小原へにけて紀傳です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様ま(写)等を担三節います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

本公示により、プロポーリルを提出するコフリルタフト寺においては、その法人、個人、関係名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただき

ます。

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク 具体的には、 のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長 相当職以上のは、役員のほか、投資等(注)として再続い取りていること。
- 相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や 業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア.対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ.一者応札又は応募である場合はその旨 (3)当機構の役職員経験者の有無の確認日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
- 当該契約の締結日とします。
- (4)情報の提供
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 1 国名:インド 担当:南アジア部

案件名:ジャルカンド州点滴灌漑導入による園芸栽培促進事業準備調査

調査区分:プロジェクト形成(有償)

1 契約予定期間:2014年2月上旬~2014年9月下旬

2 参加要件

海外における農村開発及び生計向上に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2013年12月18日から2013年12月20日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間: 2013年12月18日から2013年12月24日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2014年1月10日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 1月下旬

(5) 契約交涉 : 1月下旬~2月上旬

5 業務の目的

ジャルカンド州はインド東部に位置する人口33百万人(2011年)の天然資源及び鉱物資源が豊富な州であるが、農村部の貧困率は41.6%(2009年)であり、同全国平均の33.8%より高い。労働人口の約8割は農業に従事しており、そのうち農地の保有規模が2.0ha以下の小規模・零細農家が約83%を占め、多くは自給的な穀物の生産及び稲作の単一作物に限られているため、十分な収入を得ることができていない。さらにジャルカンド州は気候的及び地形的に年間を通じて園芸作物栽培に適しているものの、灌漑率は約10%と低く、農業用水の安定的な確保が園芸作物栽培の普及の制約になっている。

このような状況のもと、国連開発計画(以下、UNDPという。)とインド農村開発省はジャルカンド州他2州において、「貧困削減のための天然資源管理における社会的流動化プロジェクト(Social Mobilization around Natural Resources Management for Poverty Alleviation)」を行い、ジャルカンド州において、必要十分且つ安全な、栄養価に富む食料を入手することが困難である5地区の47,000世帯を対象とし、食料の入手状況、及び所得状況の改善を行った(2003 - 2008)。これらの経験を活かし、UNDPのサポートの下、ジャルカンド州農村開発局がジャルカンド州生計向上促進組織(Jharlkhand State Livelihood Promotion Society、以下、JSLPSという。)を設立し、点滴灌漑による農業及び副林産物等の生計向上活動を10郡477村落で実施した(2009 - 2012)。

かかる事業の成果をふまえ「Initiative for Horticulture Intensification by Micro Drip Irrigation」(「ジャルカンド州点滴灌漑導入による園芸栽培促進事業」。以下、「本事業」という。)に関するコンセプト・ノートが2013年3月に実施機関であるジャルカンド州農村開発局から当機構に提出された。本事業は、これまでの事業で最も生計向上効果の高かった園芸栽培を普及するために、主に地下水を活用した小規模・零細農家でも設置が容易な点滴灌漑の整備を60,000世帯にスケール・アップするものである。

しかしながら、提出されたコンセプト・ノートにおいては、具体的な課題、客観的な統計データに基づく事業内容の必要性や、提案されている活動の実施方法や体制が十分に説明されておらず、当機構として事業の支援を検討するためには、先方政府側が作成する詳細事業計画書(Detailed Project Reportであり、F/Sに相当するもの。以下、「DPR」という。)が必要であるが、本事業では未作成である。したがって、本調査は、想定される円借款事業内容の必要性・妥当性を確認するため、客観的な統計データに基づく事業内容の必要性、提案されている事業の内容、事業費、実施方法、実施体制等を確認及び検討した上で、先方政府によるDPRの作成支援を行い、的確且つ迅速な円借款案件形成を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

ジャルカンド州全域

(2)相手国関係機関等

ジャルカンド州農村開発局 (Rural Development Department, Government of Jharkhand)、 ジャルカンド州生計向上促進組織 (Jharkhand State Livelihood Promotion Society)

(3)業務内容

ア 灌漑整備、営農及び園芸栽培、農作物物流に関する基礎情報収集

- イ 事業の目的、概要及び事業費の確認
- ウ 事業の実施スケジュール及び実施(調達・施工)方法の確認

- エ 事業実施及び運営・維持管理体制の確認
- オ 環境および社会面の配慮の確認
- カ 有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報の収集
- キ 上記ア~カを含めたDPRの作成支援

7 成果品等

- (1)インセプション・レポート (2014年2月中旬)(2)プログレス・レポート (2014年5月中旬)
- (2)ドラフト・ファイナル・レポート(2014年7月下旬)
- (3)ファイナル・レポート (2014年9月中旬)
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- (1)総括/農村開発(評価対象予定者)
- (2)灌漑計画(評価対象予定者)
- (3)栽培技術・農業普及(評価対象予定者、対象国経験・語学力評価せず)
- (4)流通加工・マーケティング
- (5)農業・農村金融/事業運営体制
- (6)水資源開発/地下水開発
- (7)事業運営管理/組織
- (8)経済/財務分析
- (9)環境社会配慮/住民組織
- 9 特記事項

特になし

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。